



# 屋外広告物について



静岡市 建築総務課  
屋外広告物係





平成27年2月15日

札幌市の看板落下事故

外壁に連結された看板の一部が落下し  
歩行者に当たり重傷。



平成28年4月

屋外広告物条例ガイドラインの改正

- ・ 良好な状態に保持する責務
- ・ 専門知識を有する者に点検させる義務
- ・ 申請の際、点検結果の報告義務



令和2年4月

静岡市屋外広告物条例改正

→安全点検の強化

屋外広告物の適正な維持管理と  
許可申請をお願いします。





## 1. 屋外広告物とは

## 2. 設置についての基本的なルール

- ・ 広告物等の規制
- ・ 設置までの手続き
- ・ 維持管理と許可期間の更新

## 3. 特に配慮が必要な地域

- ・ 広告景観整備地区  
(三保、御幸通、東静岡駅)
- ・ 広告景観協定地区  
(片山・恩田原地区)



# 1. 屋外広告物とは



# 屋外広告物の定義

屋外広告物とは. . .

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 広告板や建物などに表示されたもの

①から④の条件を全て満たすものが屋外広告物



# 屋外広告物の定義



屋外広告物を設置する場合は、原則、許可申請が必要となります。



# 屋外広告物法の目的

## ① 良好な景観の形成及び風致の維持

- ・ 良質な地域の景観に調和した屋外広告物の設置
- ・ 自然景観の維持
- ・ 広告物の無秩序な増加による景観の悪化





# 屋外広告物法の目的

## ② 公衆に対する危害の防止

- ・ 広告物自体の倒壊
- ・ 周辺の見通しの不良
- ・ 道路標識等の妨害の防止

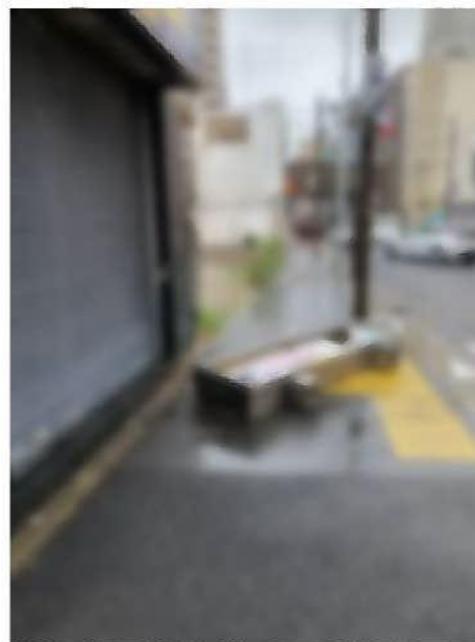
### ・ 老朽化による落下・倒壊等の危険性

#### 第2条（広告物等の設置者等の責務）

広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、（中略）その表示し、又は設置する広告物又は掲出物件を適切に表示し、又は設置し、又は管理するよう努めるものとする。

⇒ **設置者（広告主）** ・ **管理者の管理責任**

# 1. 屋外広告物とは





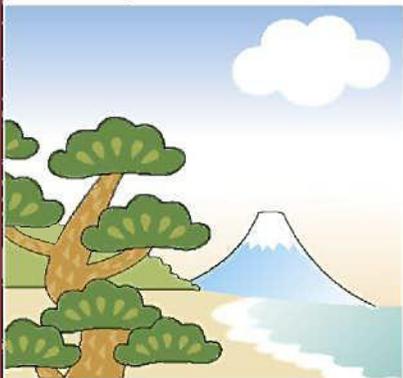
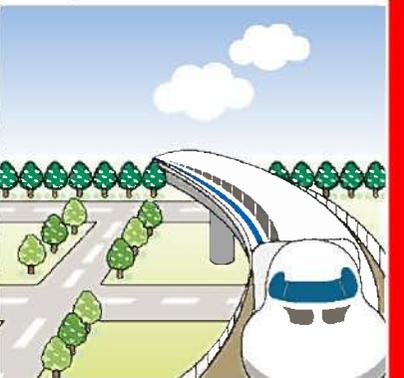
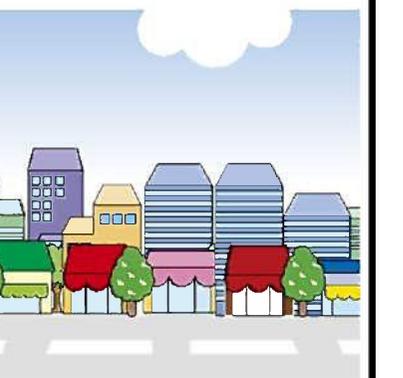
## 2. 設置についての基本的なルール

- ・ 広告物等の規制
- ・ 設置までの手続き
- ・ 維持管理と許可期間の更新



# 広告物等の規制

## ① 規制地域

第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
			
自然景観などの 保全が望まれる 地域	良好な沿道景観 などの形成が望 まれる地域	都市計画区域等 で一定の規制が 必要な地域	活発な商業活動 が見られる商業 系土地利用地域

厳しい



緩い



# 広告物等の規制

## ② 個別基準

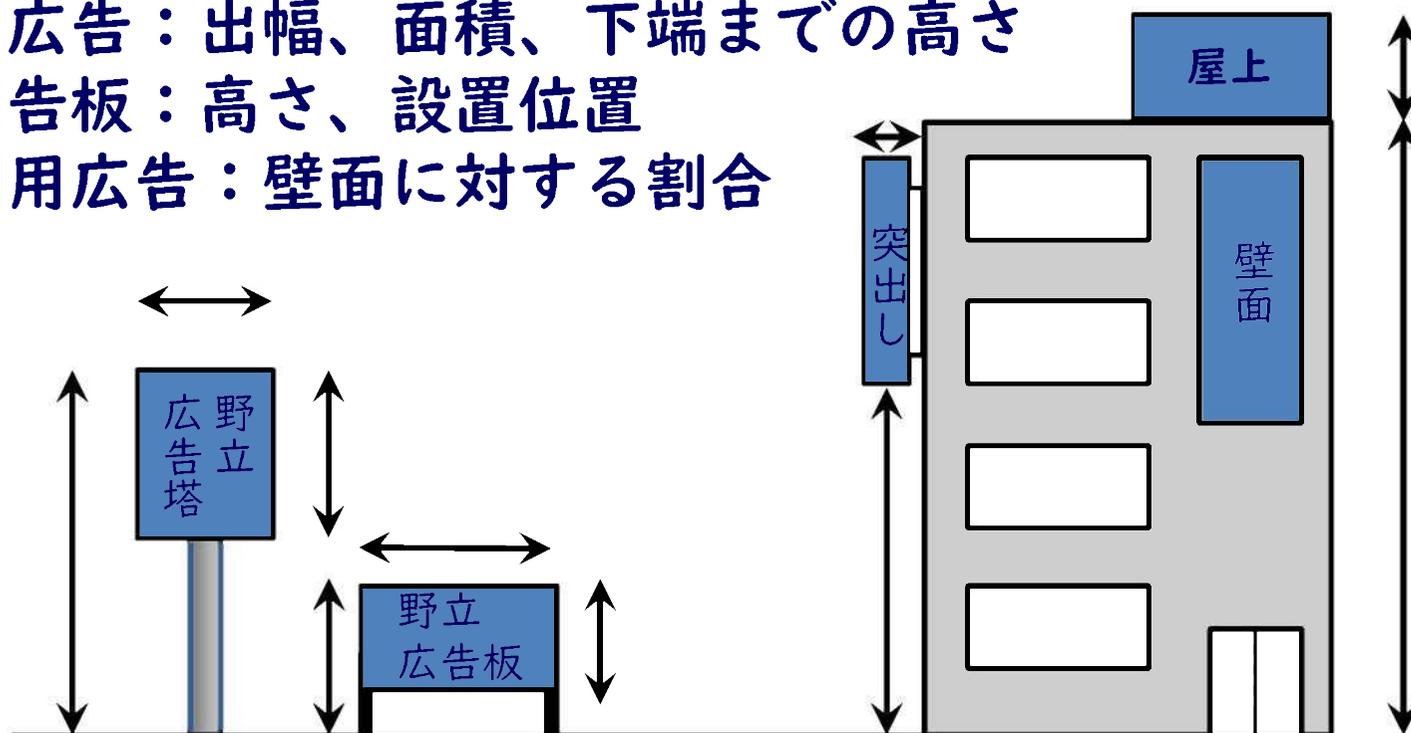
野立広告塔：高さ、面積

野立広告板：高さ、面積

突出し広告：出幅、面積、下端までの高さ

屋上広告板：高さ、設置位置

壁面利用広告：壁面に対する割合  
など





# 広告物等の規制

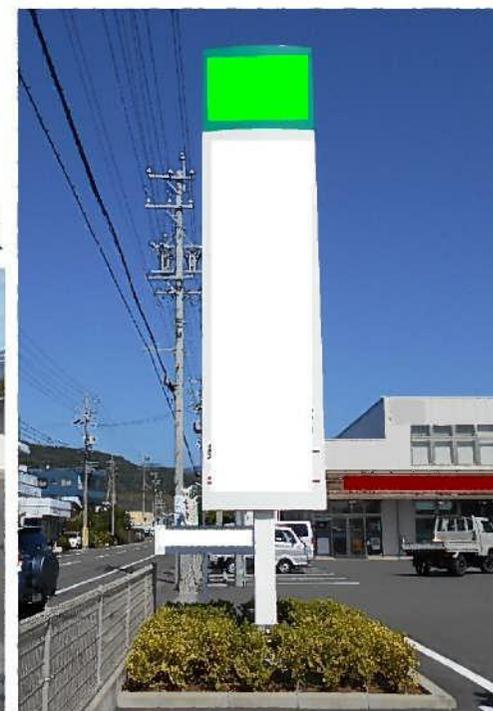
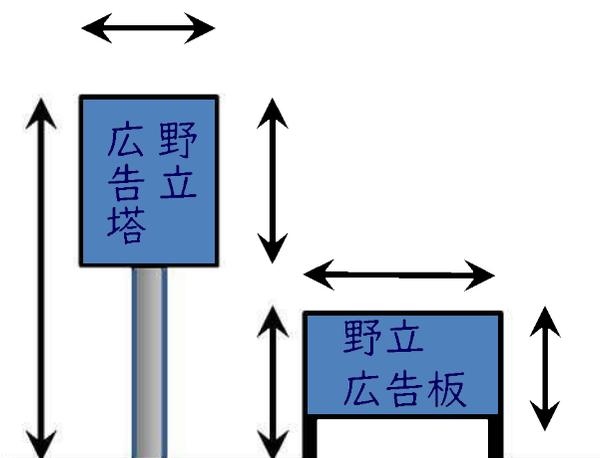
## ② 個別基準（事例）

野立広告塔：高さ15m以下、面積片面30㎡以下

野立広告板：高さ5m以下、面積全面30㎡以下

野立広告塔

野立広告板





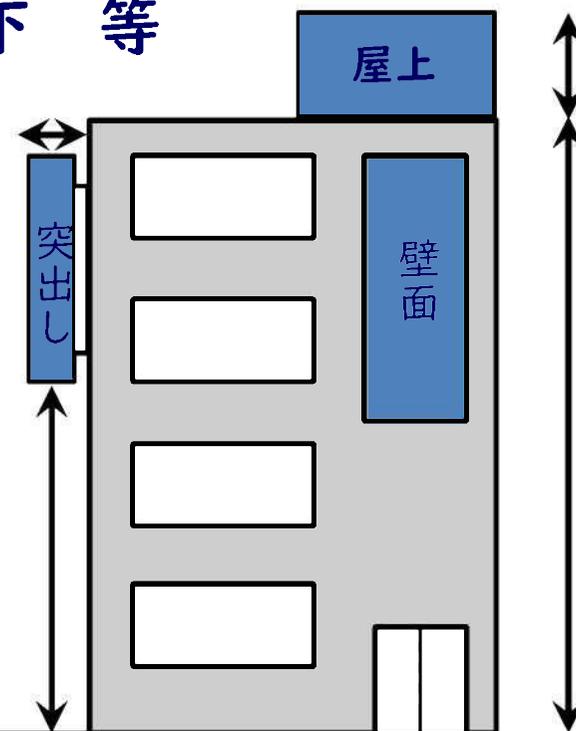
# 広告物等の規制

## ② 個別基準（事例）

壁面利用広告：壁面に対する割合

屋上広告板：高さが建物高さの2/3以下

突出し広告：幅が壁面から1.5m以下 等





# 広告物等の規制

## ② 個別基準（特別規制地域内）

**案内広告**：設置場所から案内施設までの経路を示すもの

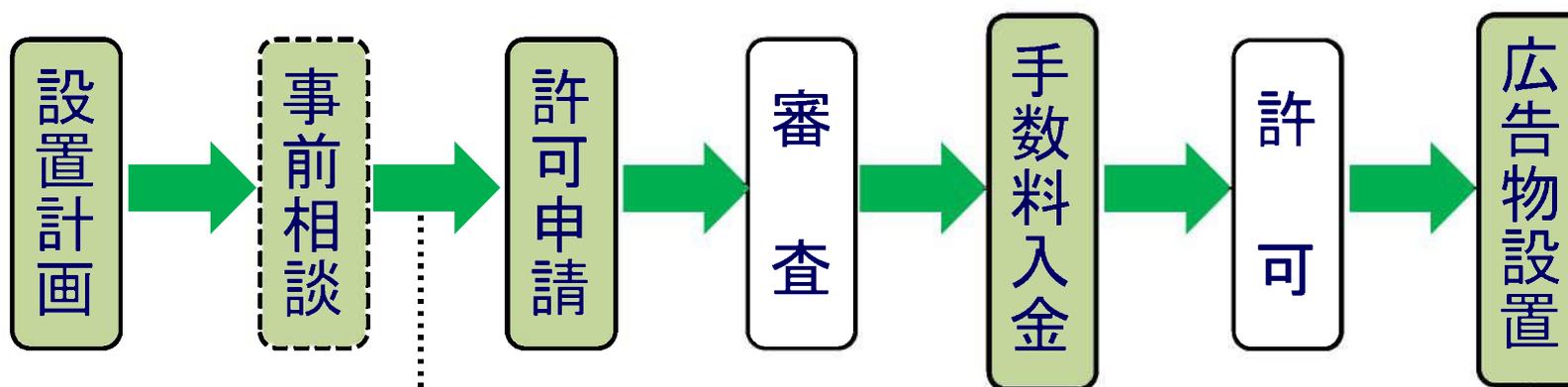
- ・ 片面  $3 \text{ m}^2$  以下
- ・ 高さ  $5 \text{ m}$  以下
- ・ 案内表示（地図、矢印、誘導文言）面積が  $1/3$  以上





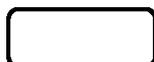
# 設置までの手続き

## 許可申請フロー図



関係法令の確認

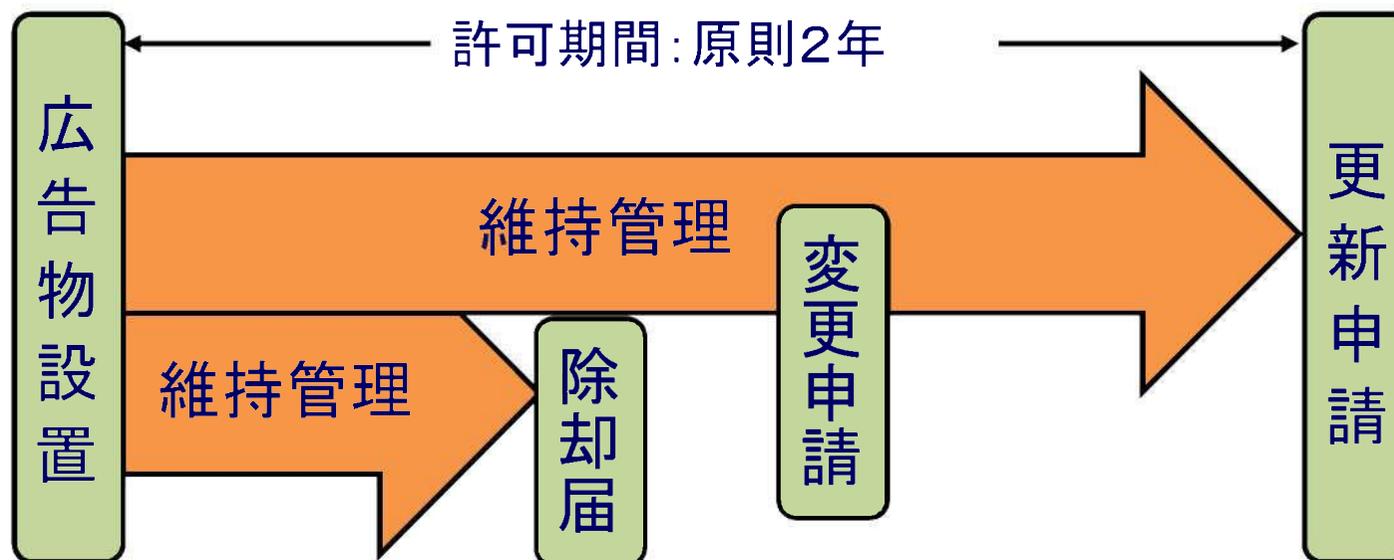
 : 広告主・設置者

 : 静岡市

広告物の設置(工事)は、静岡市に届出をした業者しかできません。



## 維持管理と許可期間の更新



- ・ 維持管理：屋外広告物を良好な状態に保つ必要があります。
- ・ 変更申請：寸法や看板の高さ等を変更した場合。
- ・ 除却届：広告物を撤去した場合。



### 3. 特に配慮が必要な地域

- ・ 広告景観整備地区  
(三保、御幸通、東静岡駅)
- ・ 広告景観協定地区  
(恩田原・片山地区)

# 広告景観整備地区

## ◇御幸通り周辺広告景観整備地区

目標：歴史文化の風格と商業エリアの賑わいが調和した広告景観

撤去を中心とした誘導ではなく、御幸通りの風格や歴史文化資産を阻害しないよう、一定のルールを設けることで、屋外広告物の機能やまちの賑わいを維持しつつ、魅力ある景観を形成する。

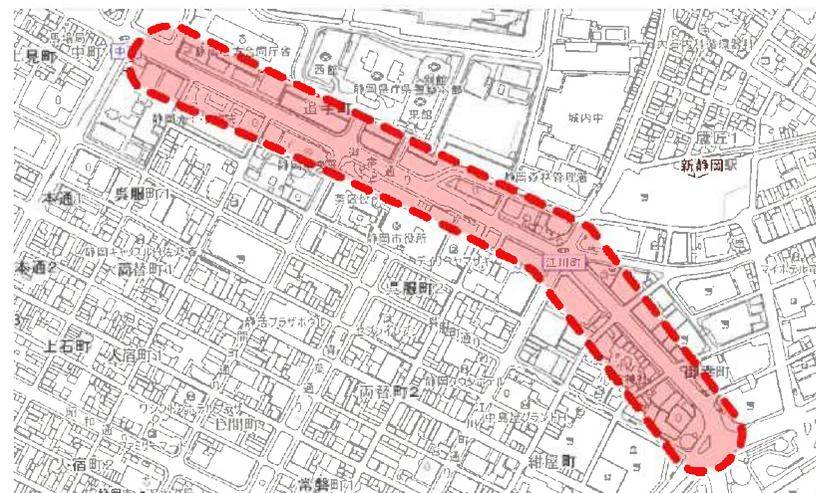
共通：点滅する広告は使用しない。色彩の基準（壁面・野立のみ）。

壁面利用：10m超は壁面の15%、10m以下は壁面の20%以下等。

野立広告：高さ10m以下、20㎡以下。  
テナント集合看板は1店舗あたり0.5㎡以下等。

置看板：高さ1.5m以下、幅0.8m以下、面積2㎡以下。

のぼり旗：各店舗2本以下。など...



# 広告景観整備地区

## ◇東静岡駅周辺広告景観整備地区

目標：現在の景観の維持しつつ、より良好な都市景観を創出する

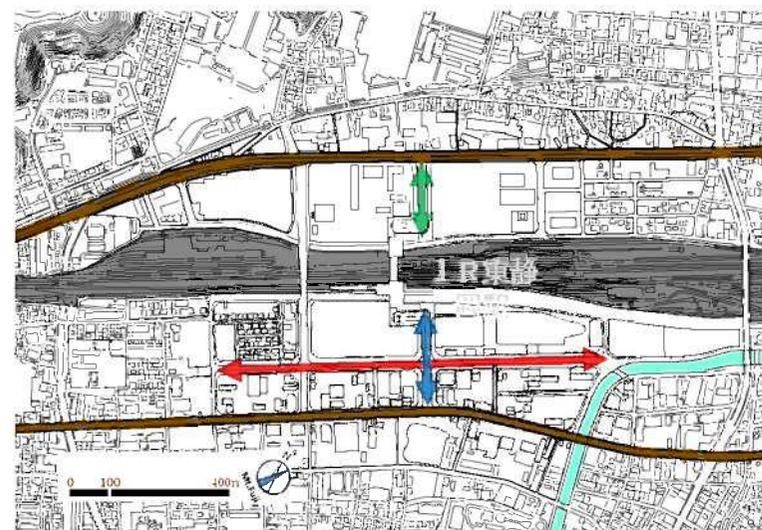
建物のデザイン及びまち並み景観の連続性に配慮する。デザイン性の優れた広告物等の創出（市民や来訪者の交流街区）する。駅前のメインストリートとして、広がりのある街路空間を創出し、歩行者にとって魅力あるまち並みをつくるため、設置場所・規格・色彩等に配慮する。

**共通：**動光、点滅、回転する広告は使用しない（駐車場等除く）。色彩の基準。

**壁面利用：**10m超は壁面の15㎡以下かつ10%以下、10m以下は壁面の20㎡以下かつ20%以下等。

**野立広告：**柱が見えない構造。高さ10m以下、片面15㎡以下。1敷地2基以内等。

**置看板・のぼり旗：**高さ1.5m以下、幅0.8m以下、面積2㎡以下。各店舗2本以下。など...



# 広告景観整備地区

## ◇三保半島広告景観整備地区

目標：世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原を含む周辺の景観形成をより良くする

富士山、駿河湾、三保松原の眺望を阻害しないように、広告物の高さ等を定め、良好な景観形成を目指す。

県道三保駒越線：野立は3m以下、屋上に設置するものは7m以下。壁面から突出すものは不可等。

市道塚間羽衣線・市道羽衣海岸線：野立は3m以下、屋上に設置するものは5m以下。案内看板は面積1㎡以下、彩度5以下等。 など...



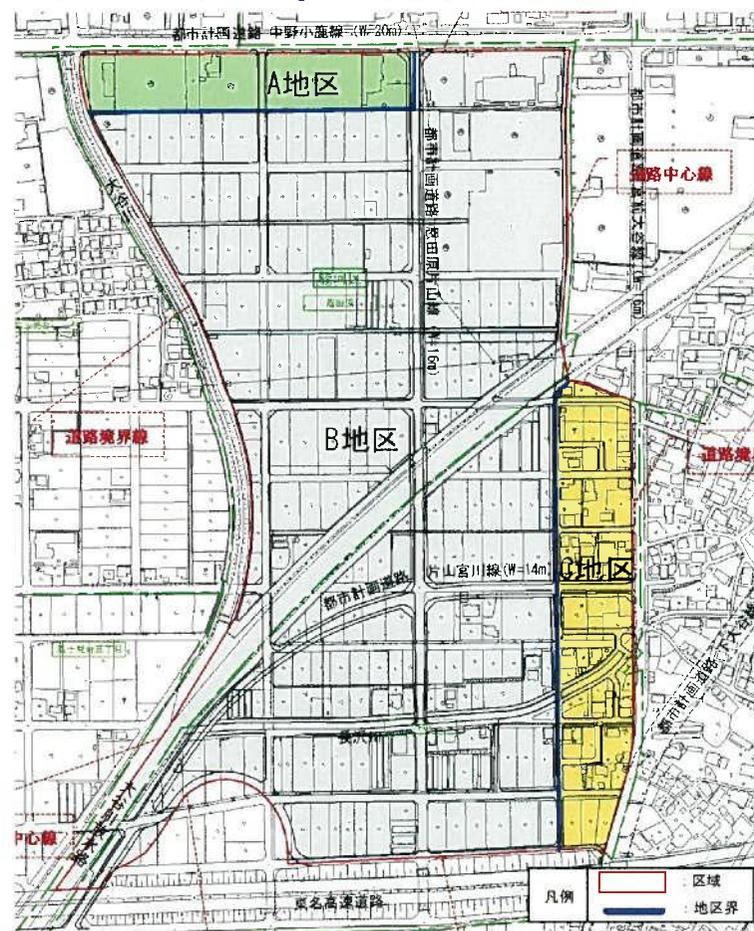
# 広告景観協定地区

## ◇恩田原・片山地区屋外広告景観協定地区

新IC付近周辺の景観維持または向上のため、恩田原・片山土地区画整理組合が自主的に締結した協定地区。

野立て広告：A地区B地区C地区、それぞれ基準が異なる。

屋上広告、のぼり旗：設置不可など...





広告景観整備地区（三保半島、御幸通り、東静岡駅）

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/726\\_000136.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000136.html)

広告景観協定地区（恩田原・片山地区）

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/726\\_000164.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/726_000164.html)



おわりに・・・

屋外広告物の適正な維持管理にご協力ください。

→看板の落下等による事故を防ぐため

自分の看板について今一度ご確認を。

屋外広告物は原則、許可申請が必要となります。

→管理の相談、申請手続き、看板の基準等

ご不明な点があれば、お問い合わせください。

静岡市建築総務課

屋外広告物係

T E L 054-221-1123